

あいしょう

2018 5月号

おしらせ版

編集・発行 愛荘町役場総合政策課 ☎0749(42)7684 FAX 0749(42)6090 ✉seisaku@town.aisho.lg.jp



皆さんのまちづくり活動を応援します

…「愛荘町まちづくり活動支援事業補助金」…

町では、豊かで活力あふれ魅力あるまちづくりを進めるため、さまざまな分野において町民の皆さんが、自発的・主体的に取り組まれるまちづくり活動の支援を行っています。

今年度の補助金交付を希望される団体は、応募書類に必要事項を記入いただき、期限までに提出してください。みなさまの積極的なご応募をお待ちしています。

■ 募集内容

愛荘町内において、活動団体が自由なテーマを設定し提案・実施することで、町内に広く効果があり、魅力あるまちづくりに繋がる活動。

■ 応募資格

町内に活動拠点があり、ボランティア活動などの非営利の活動をしている5人以上の団体で、その半数以上が町内に在住、在勤または在学している活動団体とします。町内で行う事業で、町民の誰もが自由に参加できる活動であれば、活動の規模やテーマは問いませんが、宗教・政治に関するものは除きます。

《対象とならない活動は》

- 国、県、町および公益法人が実施する他の財政的支援を受けている事業、または受ける予定の事業
 - まちづくり活動の主たる効果が町外で生じる事業
 - 活動の構成員に制限がある事業
- 例えば、ある区・自治会の構成員の人のみが活動しておられ、他の区・自治会の人が入れないような活動については、この補助金の対象となりません。

■ 補助金額は

- 一団体当たり10万円を限度とします。
- 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てします。
- 補助金の交付は、一団体につき3年を限度とします。

■ 応募方法

平成30年6月8日（金）までに総合政策課へ応募書類を提出してください。

応募書類は、役場総合政策課（愛知川庁舎2階）にお越しいただくか、下記URLからダウンロードしていただけます。

URL：http://www.town.aisho.shiga.jp/pdf/soumu/14_matizukurihojo.pdf

■ 審査方法

申請書により、愛荘町まちづくり活動支援事業補助金審査会が書類審査し、その審査結果に基づき町長が交付決定します。

■ 問合せ先・申し込み等

愛荘町役場 総合政策課（愛知川庁舎2階）
☎0749-42-7684 FAX 0749-42-6090
E-mail seisaku@town.aisho.lg.jp

